

---

**差出人:** higashi\_iruma\_gyousei@googlegroups.com は すぎ法務行政書士事務所 <sugi-will@jcom.home.ne.jp> の代理

**送信日時:** 2020年5月10日 日曜日 11:38

**宛先:** higashi\_iruma\_gyousei@googlegroups.com

**件名:** 埼玉県行政書士会東入間支部（新型コロナウイルスに関わる行政支援富士見市相談実施要領等の送付）

**添付ファイル:** 富士見市相談実施要領 .pdf; 特別定額給付金 申請書 見本 .pdf; 埼玉県中小企業・個人事業主支援金 申請要領 .pdf; 埼玉県中小企業・個人事業主支援金 申請書 .pdf; 20200511支部員通知 新型コロナウイルスに関わる行政支援（富士見市相談実施要領）.pdf

各位

支部総務の杉本でございます。

新型コロナウイルスに関わる行政支援について、富士見市役所での相談実施要領他資料をお送りします。参加を予定されている方はお目通しください。

相談員の募集は、令和2年5月13日（水）までです。

ご希望される方は下記 URL からお知らせください。

<https://forms.gle/vdBxL7ma2btjMU6V9>

富士見市社会福祉協議会「成年後見センター☆ふじみ」成年後見専門相談員支部会員名簿登載希望者も引き続き募集中です。

名簿掲載をご希望される方は、令和2年5月16日（土）までに、下記 URL からお知らせください。

<https://forms.gle/nyVfutJdN6awxgMq9>

**支部定時総会の議決は本日10日までとなっております。**

支部事業の執行に関わることでありますので、まだ賛否を表明されていない方は下記URLからご入力をお願い致します。

<https://forms.gle/K1Rtv7XYSQy4akrm9>

以上よろしくお願いたします。

〒356-0052

埼玉県ふじみ野市苗間1-10-11-303

すぎ法務行政書士事務所

特定行政書士 杉本 佳久

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

[higashi\\_iruma\\_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com](mailto:higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com) にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには

[https://groups.google.com/d/msgid/higashi\\_iruma\\_gyousei/000a01d62674%24114bf220%2433e3d660%24%40jcom.home.ne.jp](https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/000a01d62674%24114bf220%2433e3d660%24%40jcom.home.ne.jp) にアクセスしてください。

令和2年5月11日

埼玉県行政書士会  
東入間支部員 各位

埼玉県行政書士会 東入間支部  
支部長 前田 清海  
(公印省略)

## 富士見市の緊急申請等手続き相談の実施要領について

「新型コロナウイルス感染症に関わる各種支援金・給付金等の申請手続きに関する相談事業」について、5月9日、富士見市産業振興課と協議しました。協議の中で確認した実施要領につきご報告します。添付した別紙「富士見市相談実施要領」及び「特別定額給付金見本」、「埼玉県中小企業・個人事業主支援金 申請書、同申請要領」も併せてご参照ください。

### 記

- 1、相談は、5月18日（月）から実施する。
- 2、相談会場は、富士見市役所内2階第二相談室。  
但し、相談予約者が多い場合は、密閉、密集、密接を回避するため、別途相談会場を確保する。
- 3、相談は予約制とする。
- 4、相談までの流れは以下のとおり。
  - ① 市の職員が、予め相談者から相談内容を聞き取り、その概要を相談票に記入する。
  - ② 市の職員が、この相談票を、事前に、支部長にメール送信する。
  - ③ 支部長は、相談予約者の人数を勘案して担当する相談員を決め、相談員に送られてきた相談票を送信する（個人情報等の取り扱いについては十分注意すること）。
  - ④ 相談員は、相談票を見て、予め必要と思われる範囲で制度・手続き等につき調べた上で相談対応する。

※②③の支部長対応は、あくまで当面の措置です。

支部では、ふじみ野市、場合により三芳町との対応もあり、その時々々の状況に応じて担当責任者の配置等適切な体制を取る予定です。支部員の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

- 5、相談対象は、主として①特別定額給付金、②埼玉県中小企業・個人事業主支援金で、他に持続化給付金を想定している。  
給付金・支援金等の申請は、基本としてオンラインでの手続きを呼び掛けているが、実際は、書類申請が相当数になると思われるので、こうした人たちの相談を受けて欲しいとのこと。雇用調整助成金の相談にも対応できるよう、社労士も確保する予定。
- 6、その他の制度融資についての問い合わせがあった場合は、すぐに市の職員に連絡し、担当職員と連携をとる。（他に、中小企業診断士の協力も取り付けてある。）
- 7、期間については、今のところ9月までを予定しているが、感染状況によっては長期化することも予想され、その場合は、改めて対策を考える。

以上

# 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

## 申請要領

埼玉県産業労働部産業労働政策課

### 【申請期間】

令和2年（2020年）5月7日（木）～6月15日（月）

### 【申請・相談窓口】

#### 埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県中小企業・個人事業主支援金 事務局）

電話 048-830-8291

0570-000-678

## I 支援金の概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取組を支援することを目的とします。

### 2 支給額

20万円（県内の複数事業所を休業している場合は30万円）

## II 支給要件

本支援金の支給要件は、次の全てを満たす必要があります。

- 1 埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主（※1）であること。
- 2 緊急事態措置を実施する前（令和2年4月7日以前）から、必要な許認可を取得の上、事業活動を行っていること。
- 3 令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間に20日以上（※2）、埼玉県内の事業所を休業していること。
- 4 本支援金を重複して申請していないこと。
- 5 令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- 6 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている法人その他知事が適当でないとした者に該当しないこと。

※1 「中小企業・個人事業主」とは

(1) 下表の会社又は個人

業 種	下記のいずれかを満たすこと。	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他業種 (②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業 (自動車・航空機用タイヤ・チューブ製造 業、工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下
うちソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業	5千万円以下	200人以下

【以下のものは対象外】

- ・みなし大企業(※注)
- ・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO)、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、学校法人、有限責任事業組合(LLP)

※注 「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する中小企業をいいます。

- ア 大企業(中小企業以外の者)1社が発行済み株式総数・出資総額の1/2以上を単独に所有・出資している中小企業
- イ 複数の大企業が発行済み株式総数・出資総額の2/3以上を所有・出資している中小企業
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員・社員が兼務している中小企業

※2 休業日として取り扱う基準

番号	項目	日数換算
1	新型コロナウイルスの影響による臨時休業日	1.0 (全休)
2	新型コロナウイルスの影響以外による臨時休業日・定休日(*)	
3	売上げがなかった日	
4	営業時間短縮	0.5 (半休)
5	店内営業の休止(デリバリー・テイクアウト)	

\*令和2年4月17日(金)以前に定休日などの休業日が0日又は1日の場合は、2日休業したものとし、休業日数に加算する。

### Ⅲ 申請手続等

#### 1 申請受付期間

令和2年5月7日（木）から令和2年6月15日（月）まで

#### 2 申請方法

電子申請を原則とします。郵送での申請も受け付けますが、新型コロナウイルス感染拡大防止及び迅速な支給を実現するため、電子申請に御協力をお願いします。

##### (1) 電子申請の場合【原則】

本支援金のポータルサイトから提出できます。

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>

なお、令和2年6月15日（月）23時59分までに送信を完了してください。

##### (2) 郵送の場合【電子申請できない場合のみ】

申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、令和2年6月15日（月）の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県中小企業・個人事業主支援金事務局 宛

#### 3 本支援金の申請書類の入手方法

##### (1) 埼玉県中小企業・個人事業主支援金ポータルサイトからダウンロード

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>

##### (2) 県関係機関等での配布

県庁産業労働政策課、地域振興センター、県税事務所で配布します。

#### 4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

##### ◆申請書類一覧

	提出書類
1	埼玉県中小企業・個人事業主支援金申請書（様式）
2	本人確認書類（*個人事業主のみ） <u>いずれか一つ、写しで可</u> （例）①運転免許証、②パスポート、③健康保険証、④在留カード、 ⑤個人番号カード（オモテ面のみ） など
3	令和2年4月7日以前から事業活動を行っていることが分かる書類 ・税の申告、納付等が分かる書類。 <u>お手元でご用意できる、いずれか一つ、写しで可</u> （例）①直近の確定申告書第一表（1枚）の控え 電子申告の場合は「受付結果（受信通知）」又は「申告書等送信票（兼送付書）」、書面申告の場合は税務署の受付印があるページ ※マイナンバーが記入されている場合は、黒塗りしてください。

	<p>②法人県民税、法人事業税又は個人事業税の領収証書 又は</p> <p>③口座振替の場合、当該税の振替が確認できる通帳のページ など お手元がない場合</p> <p>④法人県民税、法人事業税又は個人事業税の納税証明書（税額等の証明） など</p> <p>※納税証明書の交付請求は原則郵送にて請求してください。</p> <p>・創業後、間もない場合 (例) 法人の設立等報告書、個人の事業開業届（受付印があるもの） など</p>
4	<p>事業活動に必要な許可等を取得していることが分かる書類 <u>写しで可</u> ( * 事業活動を行うに当たり許可又は免許が必要な場合のみ ) (例) 飲食店営業許可、酒類販売業免許、風俗営業許可 など</p>
5	<p>令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間の休業等の状況が分かる書類 <u>写しで可</u> (例) 休業、営業時間短縮、デリバリーへの切替えなどを告知するホームページや店頭ポスター、チラシなど対外的にその事実を周知していることが分かる写真 など ※休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）が分かるように工夫してください。</p>
6	<p>令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間の売上げがない日が分かる書類 ( * 申請書「5」の「①休業等の状況」で「3」（売上げがなかった日）を選択した場合や上記の休業を証する書類が揃えられない場合 ) <u>写しで可</u> (例) 売上帳簿、事業収入額を示した帳簿 など</p>
7	<p>支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等の<u>写し</u> ※通帳を開いた1・2ページ目の写しを添付してください。</p>

#### 5 本支援金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県中小企業・個人事業主支援金 事務局）

電話 048-830-8291

0570-000-678

#### 6 審査

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

##### (1) 書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトにて記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合、書類の誤りや不足等を記載した補正依頼書を添付の上、申請書類一式を返送いたします。記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行った上、再度申請をお願いします。

(2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。

#### 7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。支給開始は5月下旬以降を予定しています。

#### 8 通知

(1) 申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

### IV 注意事項

本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った支援金は返還していただきます。返還に当たっては、当該支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年 10.95%の割合で加算した加算金を県に納付していただきます。また、返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で加算した延滞金を県に納付していただきます。

郵送申請用(OCR)

特別定額給付金 申請書

マイナンバーカードをお持ちの方は、インターネットの「マイナポータル」から、オンラインでも申請できます。

宛て先	プレプリント市町村長 様	申請日	20 年 月 日	様式2
下記の事項に同意のうえ、本人確認書類及び口座確認書類を添えて申請します。 【同意事項】・受給資格の確認に当たり、市区町村の保有する公簿等で確認が行われること。 ・公簿等で確認できない場合には、関係書類の提出に応じること。また、他の市区町村に居在地の確認をさせていただくことがあること。 ・口座の不備等で振り込みが完了せず、申請受付開始日から3ヶ月後までに、市区町村が、申請者（代理人も含む）に連絡・確認できない場合、この申請が取り下げられたものとみなされること。 ・他の市区町村で重複して特別定額給付金を受給した場合には、返還に応じること。 ・住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還に応じること。				
住所	プレプリント住所△プレプリント方書			
フリガナ	プレプリントカ	生年月日	プレプリント生年月日	
氏名	署名(自署) ※	連絡先	※屋間に連絡可能な電話番号を記載してください。	
※代理申請の場合	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との関係	代理人住所	
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の { 申請・請求 受給 申請・請求及び受給 } を委任します。法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名(又は記名押印)

<添付書類1> (2枚目に貼付したらチェック欄(□)にレ)

申請者の「本人確認書類」  貼付しました

いずれかにレ  
記入が無い場合は「希望する」として取り扱います

<給付対象者> (住民票の世帯員)

	氏名	生年月日	続柄	特別定額給付金を	市区町村事務処理欄
1	千代田 太郎	昭和60年10月1日	世帯主	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
2	千代田 花子	平成2年4月1日	妻	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
3	千代田 直子	令和元年12月31日	子	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
4				<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
5				<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
6				<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	

※誤りがあれば朱書きで訂正してください

<受取方法> (いずれかにレ)

口座の有無  金融機関の口座がある  金融機関の口座がない、又は金融機関から著しく離れた場所に住んでいる

◆ やむを得ず窓口で受取  
この申請書は郵送せず、市区町村の窓口へ提出してください

◆ 口座振込で受取 (申請者ご本人名義の口座に限ります)

口座名義人(カナ)																			
⇒郵便局の通帳に振込の場合		通帳の記号				通帳の番号													
		1			0	—													
⇒銀行口座に振込の場合						口座番号													
カナ																			
銀行・金庫・信組 信連・農協・漁協		本店 支店				<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座													

市区町村事務処理用									
(全銀コード)									
9	9	0	0	-					
(全銀コード)									

<添付書類2> (当てはまるものにレ)

上記口座で市区町村と入出金(引去又は振込)した実績があるもの	<input type="checkbox"/> なし ⇒振込先口座がわかるもののコピーを2枚目に貼付	<input type="checkbox"/> あり ⇒ 振込先口座がわかるものの貼付は不要 (選択) <input type="checkbox"/> 市区町村の税金、保険料等 <input type="checkbox"/> 水道料の引落 <input type="checkbox"/> 児童手当の振込(公務員を除く)
--------------------------------	--	---

市区町村事務処理欄

本人確認書類	口座確認書類	対象人数	給付決定額
			円



## 添付書類 貼り付け用紙

貼り付け欄 その1 申請者（住民票の世帯主）の「本人確認書類の写し」

下記のうち、どれかを添付してください。

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー 等

貼り付け欄 その2 振込先口座がわかる書類

- ・通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー

または

- ・キャッシュカードのコピー 等

■お住まいの市区町村で、水道料や地方税等の引落とし又は払込みに現在使用している口座であって、申請者（受給者本人）の名義である場合は、通帳またはキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。

### チェックリスト

以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄（□）にレを入れてください。

- ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。

## 富士見市緊急申請等手続き相談窓口の設置について（案）

### 1 設置目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントの中止や外出の自粛等により、幅広い業種で売上の減少など、事業の継続が困難な状況となっている。

このため、富士見市においても、事業者から各種の給付金等の問合せ・相談が電話・窓口にて多数寄せられています。

特に、給付金等に関する申請に関する手続きについては、電話では伝えにくいこともあり、時間を要する結果となっています。

そこで、緊急で行政書士等の資格を持つ相談員による相談窓口を設置し事業者の経営状況の改善と生活を守ることを目的に窓口を設置するものです。

### 2 設置期間

窓口設置期間は5月18日（月）から9月末までを予定  
原則月曜日の午後1時から5時まで（1枠あたり1時間）

5月18日・25日

6月1日・8日・15日・22日・29日

7月6日・13日・20日・27日

8月3日・17日・24日・31日

9月7日・14日・28日

### 3 相談員

埼玉県行政書士会東入間支部支部員（行政書士）  
（相談内容によっては社会保険労務士）

### 4 相談内容等

○ あらかじめ電話にて予約を入れていただきます。

＜想定される相談・申請手続き等＞

特別定額給付金（一人10万円）

埼玉県中小企業・個人事業主支援金（休業協力金）

国・持続化給付金（電子申請）※中小企業経営相談との連携  
各種融資関係書類

住居確保給付金・学校等休業対応助成金

雇用調整助成金（社会保険労務士分野）

※ 相談内容は、あくまでも事業者からを想定していますが、事業者が個人の立場での相談もあり得ることから項目を列記させていただきました。

### 5 会場

富士見市役所内2階第二相談室（内職相談室）

様式1 (第6条関係。郵送用)

## 埼玉県中小企業・個人事業主支援金 申請書

令和 2 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県中小企業・個人事業主支援金の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて次のとおり申請します。

### 1 申請者の情報

申請 事業者名 (法人名又は個人 事業主名)	法人 / 個人	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 (どちらかにチェック (✓) を付けてください。)
	本社所在地 又は住所	〒
	名称	
	代表者職名	
	代表者氏名	
	電話番号	
	法人番号 ※13桁、法人のみ	

※法人番号は、国税庁から指定・通知される13桁の番号を記載してください。

### 2 申請金額 (どちらかにチェック (✓) を付けてください。)

20万円

30万円 (県内の複数事業所を休業している場合)





4 支払口座振替依頼

埼玉県から支払われる「埼玉県中小企業・個人事業主支援金」は下記の口座に口座振替の方法により振り込んでください。

法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座を指定してください。 これ以外の口座への口座振替はできません。

金融機関名	銀行 信金・信組 農協		金融機関 コード						
支店名	本店 支店		支店コード						
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (※)						
口座名義 カタカナ	<u>カタカナで記載してください。</u>								

※口座番号は右詰めでご記入ください。

口座名義・口座番号等の記載誤りが多いのでご注意ください。



- 5 休業期間、営業時間の短縮等の状況  
休業等の状況について下表のとおり報告します。

<休業事業所1>

事業所名：

日付	①休業等の状況 (番号を記載)	②日数換算 (1.0又は0.5)
4/8	水	
4/9	木	
4/10	金	
4/11	土	
4/12	日	
4/13	月	
4/14	火	
4/15	水	
4/16	木	
4/17	金	
4/18	土	
4/19	日	
4/20	月	
4/21	火	
4/22	水	
4/23	木	
4/24	金	
4/25	土	
4/26	日	
4/27	月	
4/28	火	
4/29	水	
4/30	木	
5/1	金	
5/2	土	
5/3	日	
5/4	月	
5/5	火	
5/6	水	
累計		

◆休業事業所ごとに作成してください。

◆記入の方法

①各日の「休業の状況」について、下表のうち該当する項目番号をいずれか1つ選択・記載してください。

②「日数換算」欄に、記載した項目番号に対応する日数（1.0又は0.5）を記載してください。

番号	項目	日数換算
1	新型コロナウイルスの影響による臨時休業日	1.0 (全休)
2	定休日・臨時休業日 (新型コロナウイルスの影響以外)	
3	売上げがなかった日	
4	営業時間短縮	0.5 (半休)
5	店内営業の休止 (デリバリー・テイクアウト)	

\*令和2年4月17日(金)以前に定休日などの休業日が0日又は1日の場合は、2日休業したものとし、休業日数に加算できます。

◆必要な添付書類

「①休業等の状況」で、  
・ 1、2、4、5を選択した日  
⇒休業等の状況が分かる書類の写し  
・ 3を選択した日  
⇒売上げがない日が分かる書類の写し  
を申請の際にそれぞれ添付してください。

合計  
休業日数

※20日以上でないと申請できません。



<休業事業所 2 >

事業所名：

日付	①休業等の状況 (番号を記載)	②日数換算 (1.0又は0.5)
4/8	水	
4/9	木	
4/10	金	
4/11	土	
4/12	日	
4/13	月	
4/14	火	
4/15	水	
4/16	木	
4/17	金	
4/18	土	
4/19	日	
4/20	月	
4/21	火	
4/22	水	
4/23	木	
4/24	金	
4/25	土	
4/26	日	
4/27	月	
4/28	火	
4/29	水	
4/30	木	
5/1	金	
5/2	土	
5/3	日	
5/4	月	
5/5	火	
5/6	水	
累計		

◆ 2事業所目がない場合、このページの提出は不要です。

◆ 記入の方法

①各日の「休業の状況」について、下表のうち該当する項目番号をいずれか1つ選択・記載してください。

②「日数換算」欄に、記載した項目番号に対応する日数（1.0又は0.5）を記載してください。

番号	項目	日数換算
1	新型コロナウイルスの影響による臨時休業日	1.0 (全休)
2	定休日・臨時休業日 (新型コロナウイルスの影響以外)	
3	売上げがなかった日	
4	営業時間短縮	0.5 (半休)
5	店内営業の休止 (デリバリー・テイクアウト)	

\* 令和2年4月17日（金）以前に定休日などの休業日が0日又は1日の場合は、2日休業したものとし、休業日数に加算できます。

◆ 必要な添付書類

「①休業等の状況」で、

- ・ 1、2、4、5を選択した日  
⇒休業等の状況が分かる書類の写し
- ・ 3を選択した日  
⇒売上げがない日が分かる書類の写しを申請の際にそれぞれ添付してください。

合計 休業日数	
------------	--

※ 20日以上でないと申請できません。



## 6 誓約事項

私は、「埼玉県中小企業・個人事業主支援金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

相違がないことを確認いただき、□にチェック（✓）を入れてください。

### 記

<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>以下の要件に該当しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主です。</li><li>②緊急事態措置を実施する前（令和2年4月7日以前）から、事業活動に必要な許認可等を全て有し、証するものを添付しています。</li><li>③令和2年4月8日から同年5月6日までの間、7割（20日）以上休業しています。</li><li>④本支援金を重複して申請していません。</li><li>⑤令和2年4月8日から同年5月6日までの間に営業停止等の行政処分を受けていません。</li><li>⑥埼玉県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。</li></ul>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員が経営に事実上参画していません。</p>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>申請書類に記載した内容は事実と相違ありません。申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。返還を求められたときには、当該支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で加算した加算金を県に納付します。また、返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で加算した延滞金を県に納付します。</p>



＜ご提出前に以下の書類が揃っているか、確認の上、□にチェック（✓）を入れてください。＞

□ 埼玉県中小企業・個人事業主支援金申請書（本様式）

□ 本人確認書類の写し（\*個人事業主のみ。該当するいずれか一つ）

（例）運転免許証、パスポート、健康保険証、在留カード、個人番号カード（表面のみ） など

□ 事業活動を行っていることが分かる書類の写し

・税の申告、納付等が分かる書類。お手元でご用意できるもので、いずれか一つで結構です。

（例）直近の確定申告書第一表（1枚）の控え（電子申告の場合は「受付結果（受信通知）」

又は「申告書等送信票（兼送付書）」、書面申告の場合は税務署の受付印があるページ

※ マイナンバーが記入されている場合は、黒塗りしてください。

法人県民税、法人事業税又は個人事業税の領収証書又は口座振替の場合、当該税の振替が確認できる通帳のページ など

お手元がない場合

法人県民税、法人事業税又は個人事業税の納税証明書

※ 納税証明書の交付請求は、原則、郵送にて請求してください。

・創業後、間もなく、税の申告、納付等が分かる書類を揃えられない場合

（例）法人の設立等報告書、個人の事業開業届（受付印があるもの） など

□ 事業活動に必要な許可又は免許を取得していることが分かる書類の写し

（\*事業活動を行うに当たり許可又は免許が必要な場合のみ）

（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許、風俗営業許可 など

□ 休業等の状況が分かる書類の写し

（例）休業、営業時間短縮、デリバリーへの切替えなどを告知するホームページや店頭ポスター、チラシなど対外的にその事実を周知していることが分かる写真 など

□ 売上げがない日が分かる書類の写し

（\*5の「①休業等の状況」で「3」（売上げがなかった日）を選択した場合や上記の休業を証する書類が揃えられない場合のみ）

（例）売上帳簿、事業収入額を示した帳簿 など

□ 4「支払口座振替依頼」に記載した振込先口座情報が分かる通帳等の写し

◎ 連絡窓口の担当者を記載してください。

所属	
氏名	
電話番号	

◆申請書送付先

〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1

川口郵便局局留

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

事務局 宛

